

(一関市農村女性の家条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
1 貸切利用					1 貸切利用				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
一関農村 女性の家	集会室	1時間	200円	<u>50円</u>	一関農村 女性の家	集会室	1時間	200円	<u>40円</u>
	研修室		200円	<u>50円</u>		研修室		200円	<u>40円</u>
	農産加工実習室		400円	<u>100円</u>		農産加工実習室		400円	<u>80円</u>
川崎農村 女性の家 いぶき会 館	共同学習室（和室）	1時間	200円	<u>50円</u>	川崎農村 女性の家 いぶき会 館	共同学習室（和室）	1時間	200円	<u>40円</u>
	集会室（和室）		200円	<u>50円</u>		集会室（和室）		200円	<u>40円</u>
	健康増進室		200円	<u>50円</u>		健康増進室		200円	<u>40円</u>
	調理加工実習室		200円	<u>50円</u>		調理加工実習室		200円	<u>40円</u>
[略]					[略]				
2 宿泊利用					2 宿泊利用				
設名	利用区分	使用料		施設名	利用区分	使用料			
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料		
川崎農村女性の 家いぶき会館	1団体1泊につき	<u>4,000円</u>	実費を基準 として別に 定める額	川崎農村女性の 家いぶき会館	1団体1泊につき	<u>5,300円</u>	実費を基準 として別に 定める額		
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									